「大分川ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認等に ついて(依頼)」に対する利水参画者の回答について

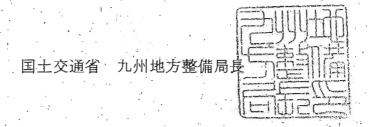
平成24年5月 国土交通省 九州地方整備局





国九整河計第29号 平成22年12月3日

大分市長 殿



大分川ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認等について (依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月 28日付け 国河計調第7号)に基づき、別紙のとおり要請しますので、ご協力をお 願いします。

1. ダム事業参画継続の意思、必要な開発量

ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何㎡/sが必要かについて、 ご報告下さい。

事業対象	水道用水
参画継続の意思	
必要な開発量	m³/s

また、貴職における水需給計画の点検・確認を要請するとともに、当職において必要な開発量の確認を行うために、根拠資料など参考となる資料の提供をお願いします。

2. 利水代替案が考えられないかの検討

貴職において代替案が考えられないか検討することの可否、および検討を行っていただける場合には、その検討に必要な期間をご報告下さい。なお、代替案が考えられない場合は、その理由も付した上でご報告下さい。

事業対象 水道用水 代替案が考えられないかの検討 可 ・ 否	[;]
代替案が考えられないかの検討 可・ 否	
代替案の検討を行っていただけ る場合、その検討に必要な期間	

3. 提出期限

平成22年12月末

4. 問い合わせ先及び提出先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

国土交通省 九州地方整備局 河川部

河川計画課長 鈴木 宏一郎(内線3611)

建設専門官 橋口 幸生(内線3619)

TEL 092-471-6331 (代表)

FAX 092-476-3470





大水計第866号-1 平成22年12月22日

国土交通省 九州地方整備局長 岡本博殿

大分市長 釘 宮



大分川ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認について(回答)

平成22年12月3日付 国九整河計第29号で依頼のありました標記の件に つきまして、別紙のとおり回答いたします。



1. ダム事業参画継続の意思、必要な開発量

ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何㎡/sが必要かについて、 ご報告下さい。

事業対象	水道用水
参画継続の意思	有
必要な開発量	0.405 m³/s

また、貴職における水需給計画の点検・確認を要請するとともに、当職において 必要な開発量の確認を行うために、根拠資料など参考となる資料の提供をお願いし ます。

2. 利水代替案が考えられないかの検討

貴職において代替案が考えられないか検討することの可否、および検討を行っていただける場合には、その検討に必要な期間をご報告下さい。なお、代替案が考えられない場合は、その理由も付した上でご報告下さい。

事業対象	水道用水
代替案が考えられないかの検討	可 · 否
代替案の検討を行っていただけ る場合、その検討に必要な期間	

3. 提出期限

平成22年12月末

4. 問い合わせ先及び提出先

〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

国土交通省 九州地方整備局 河川部

河川計画課長 鈴木 宏一郎 (内線3611) 建設専門官 橋口 幸生 (内線3619)

TEL 092-471-6331 (代表)

FAX 092-476-3470

○根拠資料など参考となる資料の提供について

必要な開発水量につきましては、平成19年9月の大分川ダム使用権設定変更の手続きにあわせて、大分市水道施設設備事業評価委員会より「大分川 ダム参画水量を35,000㎡/日に変更し事業を継続することは妥当である。」との答申をいただいております。

また、平成20年11月には、大分市水道事業経営変更認可申請において 厚生労働大臣の認可を受けておりますので、新たに開発水量の見直しを行う 予定はありません。

なお、開発水量算出の根拠資料は大分川ダム使用権設定変更申請のとおりです。

○代替案が考えられない場合の理由

(理由)

利水の代替案につきましては、大分川ダム使用権設定変更申請時に検討を行い、新規開発水量(参画水量)日量35,000㎡を水利権を伴わない水源に求めた場合、いずれの案も安定供給、環境に対する影響やダム建設工事負担金額に対してコスト面等で及ばない結果を得ていることから、新たに代替案の検討を行う予定はありません。